

国際収支表とその均衡 (1)

宮 田 亘 朗

1. 国際収支表

国際収支表とは、一国の居住者と海外の居住者との間の、一定期間のすべての経済取引を記録したものである。この点について国際通貨基金 (IMF) の国際収支表作成提要 (マニュアル) 第三版の定義によれば、一定期間における一国の国内経済と海外との間の本源的生産要素のサービスを含む実物資源の流れと経済取引から生じる一国の対外資産および負債の変動や、無償で海外に供与または海外から受領した実物資源もしくは金融的債権に対応する移転収支などの諸取引を、体系的に記録する諸勘定の体系とされている。ここにいう国内および海外とは、居住者非居住者の区分に相当しており、経済取引とは物資・サービスと金融項目のすべてを指している。したがって国際収支表には、外国為替市場で決済されたか否かに拘わりなくすべての居住者非居住者間の所有権の移転⁽²⁾を伴う経済取引が記録される。

居住者とは、個人と機関の両者を含む概念である。そのうち個人の居住者は、国際収支表を作る当該国に永住する市民を指し、たとえ海外に滞在しているとしても、彼の利害の中心がその国にある限り居住者と取扱われる。例え

- (1) IMF, *Balance of Payments Manual*, 3rd. ed. 1961, p.1および斎藤武雄「国際収支の研究」昭和42年。IMFマニュアル第四版 (1977, p.7) の定義によれば、国際収支表とは、一定期間内の (i) 一国経済と海外との間の物資及びサービスと収益の取引, (ii) その経済の貨幣用金, SDR及び対外債権と債務に関する所有権の変更やその他の変化, (iii) 無償移転および会計記帳上生じるその対応勘定等を記載した統計的記録であるとしている。マニュアル第四版については後述するが、第三版と本質的な変更は行われていない。
- (2) IMF, *Balance of Payments Manual*, 4th ed., 1977. p.7—8
- (3) 利害の中心がどこにあるかは、長期海外滞在者のとき区別し難い。旅行者とするか移住者とするかは、一般にマニュアル第三版では各国の判断に委ねられた。しかしその後、1ヶ年以上その国に居住するとき、その国の居住者とするとの判断が示された。(IMF, *Balance of Payments Manual*, 4th ed. 1977. 及び IMF, *Balance of Payments Manual: Supplement to third edition*, Feb. 1973.)

ば、わが国の領事館員、外交官、政府機関の職員、海外滞在の軍人や留学生等はわが国の居住者である。他方 機関としての居住者は、政府の海外活動機関（例えば大使館や軍隊など）や、わが国のすべての企業と非営利的団体を含む概念である。ただし在外支店、代理店、子会社等は、本店所在の国の居住者でなく、それらが存在する国の居住者とみなされる。なおわが国の保険業者や運輸業者の在外支店の子会社については、自己採算で営業することなく本店の海外窓口の役割を果しているにすぎないので、わが国の居住者として取扱われる。これら機関のうち、二国以上の居住者とみられるもの、例えば数カ国で経営する航空会社、また多数国を通過する鉄道や石油パイプラインなどは、別々の経済単位に属するものと区分できるばあいを除き、各国の所有権の大きさに比例して帰属計算される。しかし IMF や IBRD などの通常の国際機関は、どの国にも属さないものとして取扱われる。

上記の経済諸取引には、ものの流れとかねの流れの二種がある。ものとは物資やサービスのことであり、経常勘定または経常収支に記載される。これに対しかねの流れは、いわゆる金融項目に属し、資本勘定または資本収支に記載される。そしてこれらの記載は複式簿記形式でなされる。ゆえに各取引は貸方と借方に同額記載されてくる。たとえば物資またはサービスの有償輸出は、経常勘定の受取（貸方）に計上されると共に、資本勘定の資産の増加（借方）に計上され、また賠償のような無償取引は、経常勘定の受取（貸方）と経常勘定の移転収支⁽⁴⁾に対応して計上される。したがって国際収支表の貸方と借方の総額は、同額となり常に均等となる。

以上のことをIMFマニュアル第三版に沿って作られたわが国の IMF 方式国際収支総括表（原表と発表形式の二種がある）⁽⁵⁾によってみてみよう。IMF 方式国際収支総括表の原表において、各経済取引は、それが物資およびサービスであるか金融項目のものであるかで、第1部物資およびサービスと移転収支

(4) 移転収支とは、次の表の第1部あるいは第2部のいずれの項目であろうと、一方的移転がなされたために記載上の都合で反対記入される仮空の勘定項目である。なお経常勘定については後に詳論される。

と、第2部資本および貨幣用金の移動に記載される。そしてこの両表は、その第3部で誤差・脱漏を加え総合される。この第3部の貸方合計と借方合計は、⁽⁶⁾既述のごとく常に相等しくなる。

第1表 IMF方式国際収支表(原表)
(総括表)

第1部 物資およびサービスと移転収支 (単位 百万ドル)

項 目	昭和46年		47		48		49	
	受取 (貸)	支払 (借)	受取 (貸)	支払 (借)	受取 (貸)	支払 (借)	受取 (貸)	支払 (借)
A 物資及びサービス(1~8)	28,406	22,357	34,270	27,182	44,757	44,579	66,511	70,917
1. 商 品	23,566	15,779	28,032	19,061	36,264	32,576	54,480	53,044
1.1 輸出及び輸入(f.o.b)	23,551	15,779	27,995	19,061	36,215	32,576	54,397	53,044
1.2 その他商品(ネット)	15	—	37	—	49	—	83	—
2. 非 貨 幣 用 金	—	—	—	—	—	—	—	—
3. 貨物運賃及び保険	1,363	1,368	1,588	1,652	2,018	2,265	3,001	3,270
3.1 運 賃	1,295	1,265	1,506	1,527	1,933	2,105	2,871	3,031
3.2 保 険	68	103	82	125	85	160	130	239
4. そ の 他 運 輸	847	1,741	1,066	2,008	1,504	3,028	2,677	5,056
4.1 旅 客 運 賃	126	200	158	278	168	483	210	549
4.2 そ の 他	721	1,541	908	1,730	1,336	2,545	2,467	4,507
5. 旅 行	172	509	201	774	209	1,252	235	1,358
6. 投 資 収 益	980	1,027	1,622	1,255	2,655	2,165	3,562	4,013
6.1 直 接 投 資 収 益	115	139	169	172	223	295	349	290
6.2 その他民間部門収益	366	822	524	1,014	887	1,806	1,568	3,663
6.3 その他公的部門収益	499	66	929	69	1,545	64	1,645	60
7. 政府取引(他に含まれないもの)	645	58	736	72	765	73	732	78
7.1 軍 関 係	623	2	710	—	739	—	704	—
7.2 そ の 他	22	56	26	72	26	73	28	78
8. そ の 他 サ ー ビ ス	833	1,875	1,025	2,360	1,342	3,220	1,824	4,098
8.1 非 商 品 保 険	222	242	299	301	363	360	472	491
8.2 勞 働 者 所 得	12	25	25	38	32	56	43	62
8.3 そ の 他	599	1,608	701	2,201	947	2,804	1,309	3,545
B 移 転 収 支(9+10)	127	379	138	602	149	463	189	476
9. 民 間	123	156	132	269	139	243	162	246
9.1 移 民 送 金	—	—	—	—	—	—	—	—
9.2 そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—
10. 政 府	4	223	6	333	10	220	27	230

- (5) OECD加盟のため多少修正されているが大部分IMFマニュアル第三版に沿っている。
 (6) わが国のIMF方式国際収支総括表の原表の昭和50年分以降記載の項目形式は、多少修正された。この修正については後述の第3節を参照されたい。

第1表 IMF方式国際収支表(原表 つづき)

〔総括表〕

第2部 資本および貨幣用金の移動

(単位 百万ドル)

項 目	昭和46年		47		48		49	
	資産 (借又は 貸 (-))	負債 (貸又は 借 (-))	資産 (借又は 貸 (-))	負債 (貸又は 借 (-))	資産 (借又は 貸 (-))	負債 (貸又は 借 (-))	資産 (借又は 貸 (-))	負債 (貸又は 借 (-))
C 資本及び貨幣用金(11~16)	12,074	5,622	10,953	3,531	3,874	6,560	8,129	12,858
11 民間長期(あらゆる直接 投資を含む)	1,354	1,251	1,605	634	4,025 (-)	1,023	2,911 (-)	778
11.1 直接投資	360	210	723	169	1,904 (-)	42	1,878	202
11.2 その他普通株式	84	464	236	436	576 (-)	572	16 (-)	1,102
11.3 その他証券	69	502	278	173	388 (-)	199	38	327
11.4 その他貿易信用	739	8	298	11	962 (-)	12	647 (-)	6
11.5 その他資産及び負債	102	67	70 (-)	155	195 (-)	198	332 (-)	199
12 民間短期(直接投資以外)	24	2,423 (-)	40	1,872	387	2,689 (-)	210	1,451
12.1 貿易信用	13	2,328 (-)	47	1,865	118	2,682	63	1,319
12.2 その他資産及び負債	11	95	7	7	269	7 (-)	273	132
13 地方政府	-	-	-	-	-	-	-	-
13.1 長期資産及び負債	-	-	-	-	-	-	-	-
13.2 短期資産及び負債	-	-	-	-	-	-	-	-
14 中央政府	402 (-)	96	468 (-)	109	723 (-)	257	974 (-)	58
14.1 海外発行長期証券	- (-)	18	- (-)	18	- (-)	18	- (-)	18
14.2 その他長期証券	(-) 0	- (-)	0	-	0	-	-	-
14.3 政府間長期ローン	220 (-)	2	354 (-)	2	455 (-)	70	707	-
14.4 その他長期ローン	- (-)	42	- (-)	41	- (-)	43	- (-)	40
14.5 その他長期資産及び負債	180 (-)	38	115 (-)	40	269 (-)	126	271	-
14.6 その他短期資産及び負債	2	4 (-)	1 (-)	8 (-)	1	- (-)	4	-
15 中央通貨機関	10,772	69	3,895	257 (-)	5,709	59	1,107	1,036
15.1 対IMF勘定	(-) 483	-	130	-	19	-	100	-
15.2 金	147	-	122	-	89	-	13	-
15.3 S. D. R.	137	-	178	-	52	-	16	-
15.4 その他自由使用可能資産	10,595	-	2,700	- (-)	6,279	-	1,143	-
15.5 その他の準備資産	-	-	-	-	-	-	-	-
15.6 公的機関に対する負債	-	-	-	-	-	-	-	-
15.7 その他長期ローン	236	-	325	-	344	- (-)	23	-
15.8 その他短期ローン	-	-	-	-	-	-	-	-
15.9 その他対外資産及び負債	140	69	440	257	66	59 (-)	142	1,036
16 その他通貨機関	(-) 478	1,975	5,025	877	4,448	5,092	3,347	11,207
16.1 金	-	-	-	-	-	-	-	-
16.2 その他自由使用可能資産	266	-	11	-	621	-	238	-
16.3 公的機関に対する負債	- (-)	0	- (-)	8	-	10	-	11
16.4 その他長期ローン	49	-	967	-	2,075	-	70	-
16.5 その他短期ローン	(-) 1,033	1,063	200 (-)	1,358	720	1,807	2,597	3,394
16.6 その他対外資産及び負債	240	912	3,847	2,243	1,032	3,275	442	7,802

第1表 IMF方式国際収支表（原表 つづき）
第3部 第1部と第2部との調整（単位 百万ドル）

項 目	昭和46年		47		48		49	
	貸	借	貸	借	貸	借	貸	借
17. 物資及びサービス（1～8）	6,049	—	7,088	—	178	—	—	4,406
18. 移 転 収 支（9+10）	—	252	—	464	—	314	—	287
19. 対外資産及び貨幣用金 （11～16資産）	—	12,074	—	10,953	—	3,874	—	8,129
20. 対 外 負 債（11～16負債）	5,622	—	3,531	—	6,560	—	12,858	—
21. S. D. R.	128	—	160	—	4545	—	7	—
22. ネット取引額合計（17～21）	11,799	12,326	10,779	11,417	6,783	4,188	12,865	12,822
23. ネット誤差及び脱漏	527	—	638	—	—	2,595	—	43

第2表 IMF方式国際収支表（発表形式）
〔総 括 表〕（単位 百万ドル）

	昭和48年	昭和49年	昭和50年	昭和51年	昭和52年
1 経 常 収 支	△ 136	△ 4,693	△ 682	3,680	10,918
(1) 貿 易 収 支	3,688	1,436	5,028	9,887	17,311
輸 出	36,264	54,480	54,734	66,026	79,333
輸 入	32,576	53,044	49,706	56,139	62,022
(2) 貿 易 外 収 支	△ 3,510	△ 5,842	△ 5,354	△ 5,867	△ 6,004
(3) 移 転 収 支	△ 314	△ 287	△ 356	△ 340	△ 389
2. 長 期 資 本 収 支	△ 9,750	△ 3,881	△ 272	△ 984	△ 3,184
3. 基 礎 的 収 支	△ 9,886	△ 8,574	△ 954	2,696	7,734
4. 短 期 資 本 収 支	2,407	1,778	△ 1,138	111	△ 648
5. 誤 差 脱 漏	△ 2,595	△ 43	△ 584	117	657
6. 総 合 収 支	△ 10,074	△ 6,839	△ 2,676	2,924	7,743
7. 金 融 勘 定	△ 10,074	△ 6,839	△ 2,676	2,924	7,743
(1) 為 替 部 門	△ 3,973	△ 8,200	△ 1,880	△ 621	1,684
(2) 公 的 部 門	△ 6,101	1,361	△ 796	3,545	6,059
うち外貨準備増減	(△ 6,119)	(1,272)	(△ 703)	(3,789)	(6,244)

財政金融統計月報各年6月号より多少修正した。

第1部の商品と非貨幣用金の合計額は、第2表のIMF方式国際収支総括表（発表形式）における輸出および輸入すなわち貿易収支に対応し、他方貨物運賃および保険、その他運輸、旅行、投資収益、政府取引、その他サービスの各項の合計額は貿易外収支に対応している。⁽⁷⁾貿易収支と貿易外収支に移転収支の項を加えたものは、経常収支（current balance）であり、主に物資およびサービスの輸出入の動向を示す指標である。⁽⁸⁾移転収支を除けば、この経常収支は、その国の所得、生産、雇用の水準に直接結びつき国民総生産の一部を形成するものである。たとえば、いま家計・政府・企業の三部門のみからなる国を想定し、それぞれの部門の損益計算書と貸借対照表（資産・負債の変化額を計上）を、第3表のように仮定し、それからその国の国際収支表を導出すると共

第3表

(a) 損益計算書

(家計部門)

(政府部門)

(企業部門)

貸方		借方		貸方		借方	
貸金 W	消費支出 Ch	税金 T	財へ支出 Cg	消費支出 Ch	貸金 Wb		
政府 Wg	税金 Th	民間 Tb	貸金 Wg	政府の財への支出 Cg	利子・地代 R	輸入 M	税金 T b
民間 Wb	貯蓄 Sh		対外援助 Gg	輸出 X			
利子・地代 R			余剰 Sg	投資 Ib	配当 V		
配当 V					余剰 S b		

(7) 総括表の原表と発表形式との関係は、安東盛人・土屋六郎編「国際金融教室」昭和53年13～14頁に詳しいが、その他に財政金融統計月報昭和40年163号にもある。

(8) IMF方式では、記載の経済取引は経済的に測定可能なものに限られる。例えば、頭脳流出も知識・技術が、ノウハウ特許権として具体化し使用料の授受となり、はじめて計上される。経済取引の記載形式は「発生主義」の原則に立ち、財の輸出入につき所有権移転の日、サービスにつき授受の日、資本につき実際取引の日を計上時点としている。また計上額の評価基準は、一般に「取引価格」を原則とし、固定相場下では平価で、変動相場下では取引時点の実勢レートで換算される。IMF, *Balance of Payments Manual*, 4th ed. 1977. p.p 40—48

(b) 貸借対照表 (変化額で表示)

(家計部門)		(政府部門)		(企業部門)	
負債変化	資産変化	負債変化	資産変化	負債変化	資産変化
貯蓄 S_h	政府証券 D_{dg}	余剰 S_g	国内資本支出 I_g	余剰 S_b	生産部門へ投資 I_b
	民間証券 D_{db}	負債 D_g	対外資本支出 I_{fg}	負債 D_b	対外投資 I_{fb}
		{ 国内証券発行 D_{dg} 外債 D_{fg}		{ 国内証券 D_{db} 外債 D_{fb}	政府証券 D_{dg}

(c) 国際収支表の導出

	貸方	借方
損益計算書の統合 →	輸出 X	輸入 M
		対外援助 G_g
上記変化額の貸借	民間外債 D_{fb}	対外投資 I_{fb}
対照表の統合 →	政府外債 D_{fg}	政府対外資本支出 I_{fg}

(注) 第3表は天野明弘・渡部福太郎編「国際経済論」有斐閣 昭和50年 第6章を修正し再掲したものである。

に、それと国民所得との関係を考察してみよう。⁽⁹⁾ 先ず各部門の損益計算書と貸借対照表を統合し、統合損益計算書と統合貸借対照表を導出する。この統合の過程で各部門間の経済取引は、貸方と借方にそれぞれ同額計上されており、互

(9) 天野・渡部編「国際経済論」有斐閣、第6章および、ヴァネック・渡部他訳「国際貿易」第2～3章。

に相殺消去される。次にその統合損益計算書と統合貸借対照表とを上下に結びつけば、両表の貸方と借方に計上されている同額の余剰（または貯蓄）や、国内の資本支出などは互に相殺され、第3表(c)の国際収支表を得ることになる。この第3表(c)は、IMF方式国際収支総括表に相当しその単純化されたものであるといえることができる。そしてこの第3表(c)の上半分すなわち輸出入と対外援助は、いわゆる経常収支であり、統合損益計算書から導出された部分である。

他方、この統合損益計算書のうち企業部門の損益計算書は、その国の国民経済の生産報告書でもある。そこでその報告書から生産に投入した輸入額を差引き、海外より得た各部門の要素所得および政府が行った生産への貢献を示す政府支払いの労賃と地代を加えて、純粹にその国の生産額を導出すれば、国民総生産物(GNP)の勘定が見出されてくる。そこで、われわれは国民生産物を、消費支出、民間投資支出、政府の物資およびサービスへの支出、経常収支差額（輸出マイナス輸入）等の合計額と定義することができる。政府部門を省けば、それは $Y=C+I+X-M$ として表わしうる。ゆえに、経常収支 $(X-M)$ は、国民所得 (Y) の形成に密接に関係していることになる。そこで、例えば長期に亘って経常収支が黒字であるような場合は、当該国が国内支出以上の生産能力を持ち $(Y-C-I > 0)$ 対外競争力が大で黒字を対外資産の保有という形で蓄積していることを意味し、他方外国の国民所得の引き下げと失業の輸出という近隣窮乏化政策の被害を発生させ、国際的摩擦の原因を作り出すことになる。⁽¹⁰⁾

経常収支のうち最も敏感に景気の動向を反映するのは貿易収支である。その輸出や輸入は、ともに FOB 建て (free on board) で統一的に記載されている。この点税関の通過時点で計上、輸出を FOB 建て、輸入を CIF 建て (cost, insurance, and freight) で記録する通関統計とは異なる。国際収支表の輸入額は、この通関統計の輸入額から約10~15%の推定運賃・保険料を差引いた額

(10) 齊藤武雄 上掲書および、速水優編「国際収支」金融財政研究会、昭和52年、第2章。

を計上している。また所有権の移転を伴うもののみを計上するのがIMF方式国際収支表であるから、通関統計から賃貸借契約の貨物や委託加工物資や再輸入品を控除し、海外で購入し海外で使用する船舶や密輸入品や仲介貿易純受取などを加算する。さらに引渡し時点と通関時点とが異なるものについては時点調整を行う。

貿易外収支は、輸出入品の取引と密接に関係した運賃や保険料、その他諸経費を計上するほか、株式配当、外債利子その他貸付金や借入金の利子受払（果実の受払）と政府取引（軍関係や大使館外交官の支払や受取など）観光旅行や非商品保険（傷害保険、生命保険など）広告宣伝費、国際電信電話料や、海外事務諸経費などを計上する。

次に、第1表のIMF方式国際収支総括表（原表）の第2部を考察しよう。この第2部は、経常取引の金融的側面および自発的な資本取引を記録したものである。このうち当初の契約の満期日が1年を超える債権債務や満期日自体特に定めのないもの、すなわちおもに民間長期の各項や、中央政府のなかの海外発行長期証券、その他長期証券、政府間長期ローン、その他長期ローン、その他長期資産および負債の各項、さらに中央通貨機関⁽¹¹⁾のなかのその他長期ローンの項、またその他通貨機関⁽¹²⁾のなかのその他長期ローンの項などは、第2表IMF方式国際収支表の発表形式においては、長期資本収支として一括記載されている⁽¹³⁾。したがってこの長期資本収支は、直接投資⁽¹⁴⁾、一年を超える延払信用⁽¹⁵⁾、政府

(11) 中央通貨機関とは、中央銀行、為替安定基金、政府所有商業銀行などである。

(12) その他通貨機関とは、外為公認銀行を指す。

(13) IMF方式国際収支総括表の原表の長期資本に関わる各項の合計額は、必ずしも発表形式の長期資本収支の額と一致しない。それは原表の全額でなく、一部のみが加算されることを示している。なお、資本の移動（貨幣用金の移動も同様）は、本邦資本の海外投資の場合、資産の側に増加は借方（+）、減少は貸方（-）として記録し、外国資本の本邦への投資の場合、負債の側に増加は貸方（+）、減少は借方（-）として記録する。

(14) 直接投資とは、親会社の持株比率25%以上の海外支店や子会社への出資金の払込、運転資金を含む各種貸付、利益の再投資などからなる。

(15) 貿易信用は、通常延払信用と借款の二種がある。延払信用（サプライヤーズ・クレジット）とは、輸出者が輸入者に延払信用を与えるものであるが、通常その輸出者は輸出地の銀行によりそれをリファイナンスするケースが多い。借款とは、輸出地の銀行が輸入者に貸付けるバイヤーズ・クレジットと輸出地の銀行が輸入地の銀行に貸付けその輸入地の銀行が輸入者に長期貸付を行うバンク・ローンとがある。速水編、上掲書43頁。

ベースの発展途上国への円借款、為銀の現地貸、有価証券投資、海外企業への貸付、世銀 (IBRD) 国際開発協会 (IDA) アジア開発銀行 (ADB) などへの出資、外債発行、長期外貨建てインパクト・ローンやタイト・ローン⁽¹⁶⁾などを含み、外国為替相場の変動や金利差などに大巾に影響されることのない比較的安定的な項目からなる。この長期資本収支に上記の経常収支を加えたものが基礎的収支 (basic balance) である。ゆえにこの基礎的収支は、貿易収支や長期資本収支など短期資本の移動にくらべ比較的安定的であり、そのため国際収支の基調的なトレンドをみるのに適した指標であるといわれる。しかしながら基礎的収支さえ均衡であれば、その国の収支基調に問題が全くないということを意味するものではない。なぜなら基礎的収支が均衡でも、経常収支の赤字を長期資本収支の黒字で相殺している場合と経常収支の黒字を長期資本収支の赤字で相殺している場合とでは、その内容が大きく異なるからである。

基礎的収支に短期資本収支のうち民間部門にかかわるもの、すなわちおもに第1表の総括表 (原表) 第2部の民間短期の項を加え、誤差・脱漏で修正したものは、第2表のIMF方式国際収支総括表 (発表形式) の総合収支 (overall balance)⁽¹⁷⁾ に該当する。この総合収支は、わが国の国際収支の好・不調を判断する基準として使用されるものであり、対外流動性ポジションの状況を示す指標となるものである。一般に一年未満の資本の移動を計上する短期資本収支は、わが国の取引主体が民間部門であれば総合収支に、政府・日銀や外為公認銀行のように最終的に収支赤字をファイナンスする部門であれば金融勘定に含められる。総合収支に含められる短期資本収支は、シッパーズ・ユーザンスと呼ばれる輸出者が輸入者に供与する一年未満の支払猶予や、BCユーザンスといわれる輸出者のユーザンス付取立手形を金融中心地 (ニューヨークやロンドンなど) の銀行が買取ることによって輸入者に供与する支払猶予など、短期の貿易信用であ

(16) タイト・ローンとは、航空機輸入など特定目的を定めた外貨建長期借入であり、インパクト・ローンとは、そのような用途の定めのない外貨建長期借入である。

(17) Høst-Madsen, Paul, *Balance of Payments, Its Meaning and Uses*, IMF Pamphlet Series, No.9, 1967 および, IMF, *Balance of Payments, Concepts and Definitions*, IMF Pamphlet Series, No. 10, 1968.

る。これらは、長期資本移動に較べ遙かに敏感に為替相場や金利差の変化に反応し変動する。

最後に残された第1表IMF方式国際収支総括表(原表)の第2部⁽¹⁸⁾で総合収支に含まれなかったもの、すなわち主に中央政府のなかのその他短期資産および負債や、中央通貨機関のなかの対IMF勘定、金、SDR、その他自由使用可能資産、その他準備資産、公的機関に対する負債、その他短期ローン、その他対外資産および負債の各項、またその他通貨機関のなかの金、その他自由使用可能資産、公的機関に対する負債、その他短期ローン、その他対外資産および負債の各項は、第2表のIMF方式国際収支総括表(発表形式)⁽¹⁹⁾において、金融勘定(balance of monetary movements)としてまとめられる。すでに指摘のように、国際収支表は複式簿記形式で記録されているため、すべての勘定の貸借合計は常に等しくなる。ゆえに、総合収支は常に金融勘定(貸借逆に記入)に等しい。すなわち国際収支表は、

貿易収支+貿易外収支+移転収支+長期資本収支+民間短期資本収支-金融勘定=0
であり、金融勘定を左辺に移せば、

$$\underbrace{\text{貿易収支} + \text{貿易外収支} + \text{移転収支}}_{\text{経常収支}} + \underbrace{\text{長期資本収支} + \text{民間短期資本収支}}_{\text{基礎的収支}} = \text{金融勘定}$$

$$\underbrace{\hspace{15em}}_{\text{総合収支}}$$

(18) 第1表の第2部は、機関別分類にしたがい、各機関の授受した資産や負債を計上し、その変動が分るようになっている。これはIMFマニュアル第二版(1950)の方法と大きく異なる点である。上掲の第3表(c)に例示した国際収支表は、むしろIMF第二版の方に近く機関別分類とはなっていない。すなわち第3表(c)の国際収支表の下半分は、各部門の資産・負債の変化を記録した貸借対照表を統合する過程で各部門間の資産・負債の受払を互に相殺してしまい、機関別の記録の部分をなくしてしまっているのである。そこで、家計、政府、企業以外に少なくとも通貨機関を別に設けて四部門とし以前と同様に損益計算書と貸借対照表を想定し統合すれば、導出される国際収支表の下半分は、第3表(c)よりも多少とも機関別分類に近くなり、IMF方式の国際収支総括表のようになってくるであろう。

(19) 金の移動については、通常取引のほか国内新産金の政府買上げや金準備の補てんのための海外からの購入等がある。前者は、あたかも国内産金が輸出されたかのごとくに非貨幣用金の項目に貸方記入するとともに、金・外貨準備の増として金融勘定に借方記入される。また後者は、中央通貨機関の項に借方記入し、外貨準備減として金融勘定に貸方記入される。

である。これが第2表 IMF 方式国際収支総括表（発表形式）である。

この金融勘定は、公的部門と為銀部門とにわけて記録される。前者は政府日銀の保有する流動性の高い対外短期資産・負債の変動が計上され、後者はわが国の外国為替公認銀行の保有する流動性の高い資産・負債の変動が計上される。公的部門の計上額は、ほとんどわが国の対外資産である金、外債、SDR、IMFゴールド・トランシェなどの対外準備保有の変化額からなっている。それは、この部門の対外負債として計上されるものが、国際金融機関や外国中央銀行からの預り金や、わが国の短期証券の非居住者保有額など少額のもののみよりなるからである。他方、為銀部門に計上されるものは、為銀が海外コルレス先に保有する外貨預け金、買取った輸出手形、非居住者への短期貸付、コルレス先からのユーザンス供与のための外貨借入、本支店勘定による資金の⁽²⁰⁾貸借、自由円預金⁽²¹⁾などからなっている。

総合収支のどの項目に計上された経済取引でも、それが総合収支の差額として表われたからといって、ただちに外貨準備の変動に結果するとはかぎらない。総合収支差額は、外国為替で決済される限り、先ず外国為替銀行の対外ポジションの変化に表われる。そしてその外国為替銀行の対外ポジションの変化は、貿易収支、移転収支、資本収支の場合には即座に、また通常の輸出や輸入の場合には輸出手形の取立完了後あるいは輸入ユーザンス期間の経過⁽²²⁾後に、外国為替銀行の外貨資金の変化となって現われてくる。そして、それを外国為替銀行が外国為替市場で調整し、その結果外国為替市場の需給に過不足を生じ、それに誘発されて公的当局の市場介入が行われたときに、はじめて公的部門の

(20) 為替銀行の本支店勘定は、しばしばユーロ・マネーの借入に利用された。

(21) 自由円預金とは、一般の海外の顧客、コルレス先、海外本支店などから受入れた円建の預り金である。

(22) 長期延払輸出の場合、代金は輸出契約のときその一部を前受金として受取りその後商品の引渡しをしたのち分割で支払われる。ゆえに外貨は数年に亘り為銀に売却されることになる。他方、輸入ユーザンスの場合には、外銀アクセプタンスとか本邦ローンのとき輸入時点で、またBCユーザンスのときユーザンス期間経過後に、それぞれ為銀の対外ポジションの悪化となる。けれども輸入の場合、為銀の預け金の減少となるのは、ユーザンス期間の経過後である。

外貨準備の変化として現われてくるものである。そして公的の市場介入は、国際収支の動向やそのパターン、さらに為銀部門の短期負債の不安定性等を配慮しながら、外国為替相場の乱高下を阻止する目的で行われるにすぎない。

このことは、ユーロ・マネーや自由円預金などの海外短期資金の流出入の場合のように、総合収支したがって金融勘定の差額に何の変化も与えないような金融勘定内の構成の変化のときにも妥当する。すなわち、ユーロ・マネーや自由円が流入する場合、外国為替銀行の対外ポジションは、負債側にそれら預金の増と、資産の側に同額の預け金の増とがともに計上され、為銀部門として金融勘定の差額に何の変化も与えず、外国為替市場への公的当局の介入がないかぎり、外貨準備の増減となって現われてこないのである。

さて、上掲の第3表(b)の貸借対照表は、その期間のストックの $\dot{\Delta}$ 変化額を記録したにすぎないものである。そこでこのような一定期間のストックの $\dot{\Delta}$ 変化額ではなくて、一定時点(例えば年末)における資産・負債のストック額の水準を計上する本来の貸借対照表をとりあげ、それを各部門間で統合し、統合貸借対照表を作ることを考えよう。それは、第3表(c)の下半分とは異なり、次の第4表のようなものとなる。この第4表の統合貸借対照表のなかから、特に海外資産

第4表 統合された貸借対照表

資 産	負 債
海外資産	対外負債
建物設備その他	
実質国内資産	利 益
計	計

Vanek, J. International Trade: Theory and Economic policy, 1962 chap 2 渡部・島野・具塚 訳
第2章

と対外負債の項を取り出して詳しく記載したものが第5表の対外資産・負債残

第5表 対外資産・負債残高(52年末と53年末残高比)
(単位 百万ドル)

資 産	52年末	53年末	53年中増減	負 債	52年末	53年末	53年中増減
1 長期資産	42,085	63,299	21,214	1 長期負債	19,575	29,276	9,701
(1) 民間部門	31,177	46,467	15,290	(1) 民間部門	16,048	22,892	6,844
直接投資	11,958	14,329	2,371	直接投資	2,229	2,841	612
輸出延払	8,791	10,753	1,962	輸入延払	30	66	△ 14
借 款	4,322	8,785	4,463	借 款	1,758	1,921	163
証券投資	5,595	12,204	6,609	証券投資	11,908	17,976	6,068
その他	511	396	△ 115	その他	73	88	15
(2) 政府部門	10,908	16,832	5,924	(2) 政府部門	3,527	6,384	2,857
輸出延払	330	429	99	借 款	341	306	△ 35
借 款	8,022	12,894	4,872	証券投資	2,186	5,078	2,892
その他	2,556	3,509	953	その他	1,000	1,000	—
2 短期資産	37,975	55,426	17,451	2 短期負債	38,505	53,235	14,730
(1) 民間部門	14,457	21,964	7,200	(1) 民間部門	36,075	48,089	12,014
金融勘定	14,764	21,364	6,907	金融勘定	26,865	36,735	9,870
その他	307	600	293	その他	9,210	11,354	2,144
(2) 政府部門	23,211	33,462	10,251	(2) 政府部門	2,430	5,146	2,716
金融勘定	23,212	33,463	10,251	金融勘定	1,505	3,733	2,228
その他	△ 1	△ 1	—	その他	925	1,413	488
3 資産合計	80,060	118,725	38,665	3 負債合計	58,080	82,511	24,431
				民間部門純資産	△ 6,182	△ 2,550	3,632
				政府部門純資産	28,162	38,764	10,602
				純資産合計	21,980	36,214	14,234

(23) 高表である。この対外資産・負債残高表は、フローとしての国際収支表の表わ
(24) しないその国の対外資産と対外負債の大きさや、その構成上のバランス関係
を表わす点で非常に重要である。例えば対外準備が少ないとか、多額の負債を抱
えているとか、あるいはたとえ多額の対外資産を持っているとしてもそれが長
期であり、しかもそれらが大量の対外短期負債によってまかなわれているよう
な場合には、仮りにフローとしての国際収支が均衡であるとしても、かなり不
安定な状態にある国といわなければならないからである。この意味において、
既述の如く公的当局は対外資産や負債の状況(例えば外貨準備水準や為銀部門
の短期負債の不安定性など)を配慮しながら、外国が替市場に介入することに

(23) 対外資産・負債残高表の各項目の説明については、財政金融統計月報、昭和47(1977)6月号にある。各項はほぼ、国際収支表と一致しているのであえて再記する必要もないであろう。なお対外資産・負債残高表の年末の変化額はその年の国際収支表の値と一致する。

(24) ストック表としては、これ以外に「外貨準備残高」が為銀部門の短期資産・負債残高などが公表されている。

なる。国際取引に関する決意をフローの決意とストックの決意にわけたH.G. ジョ⁽²⁵⁾ンソンは、このようなストックの重要性について次のようにのべている。ここにいうフローの決意とは、産出高以上に経常の支出を行うとか、貯蓄以上に貸付を行うとかの消費や貯蓄また投資など、当該期間のフローに関する決意を意味しており、他方ストックの決意とは、現金を引出し、外貨準備を減じて、海外の債券や財を購入しようとする資産・負債の水準や構成に関する決意を意味している。したがって、フローの決意は、直ちに国際収支の不均衡に現われ国民所得の低下として意識され非常に重視されるものとなるが、これに対しストックの決意は、一回限りの資産・負債構成の変化をもたらすにすぎず、それが合理的判断の結果である限り、直ちに問題とされない。けれどもストックの決意も、例えば外貨準備の減少のように経済主体の行動を必要以上に刺激し、はては政策当局に政策の変更をよぎなくさせるなど、実際上は無視できない影響をもたらすものであると。

2. 国際収支の均衡

国際収支は、上述のように複式簿記形式であり、すべての勘定項目の総受取と総支払とは常に相等しくなる。そこで収支の不均衡を論じるには、わが国の国際収支のように、貿易収支、経常収支、基礎的収支、総合収支など、国際収支表のどこかに線を引き、そこまでの総受取と総支払によって判断せねばならないことになる。

さて、国際収支の均衡について F. マハラップは次の三つの均衡概念を提唱⁽²⁶⁾した。すなわち、会計上の収支(accounting balance)、市場での収支(market balance)および計画上の収支(programme balance)である。このうち会計

(25) Johnson, H. G., *Towards a General Theory of the Balance of Payments*, (in *International Trade and Economic Growth*, 1958 Chap. 6)

(26) Machlup, F., *Three Concepts of the Balance of Payments and So-called Dollar Shortage*, *E. J.* Vol. 60, Mar. 1950

上の収支とは、J. E. ミードの実際の収支 (actual balance)⁽²⁷⁾と同じもので、上述の如く国際収支表に線を引き、そこまでの受取と支払によって判断を行う方法である。国際収支表が対外取引の実際に起った記録である以上、この会計上の収支は事後的な収支の概念であるといわねばならない。これに対して市場での収支は、人為的干渉のない抽象的な世界の対外需要と対外供給とを意味している。したがってこの市場での収支は、会計上の収支と異なり、理論的で事前的な概念であるといえる。しかしながら、それは会計上の収支と密接に関係している。すなわち市場での収支を事後のデータで把握し、その市場での収支の背後にある理論を実証し、経済政策の指針をえようとするならば、会計上の収支以外に頼るものはなく、そのため市場の収支を出来る限り反映しようような会計上の収支を作成し定義しようとするからである。さて、最後に残された計画上の収支とは、抽象的に考えられた収支という意味では市場での収支の範疇に入るものであるが、それが政策目標達成という価値判断のもとでの理論的な対外需要と対外供給を意味している点で、市場での収支と異なる概念である。例えば、R. ヌルクセ⁽²⁸⁾や、J. E. ミードの真のまたは潜在的 (true or potential) な収支もこの範疇に入るものである。すなわち、それらは、ともに完全雇用達成という政策目標を設定したうえでの対外需給を意味するからである。ヌルクセは、均衡相場の満足すべき唯一の定義として五～十年の一定期間に亘り、金や対外準備および短期資本の移動が生ぜず、かつ貿易制限や為替の統制など人為的干渉がなく大量の失業やインフレもないような収支均衡の相場であるとした。またJ. E. ミードも人為的干渉がなく大量の失業もない、しかも継続的 (continuing) であるような収支の均衡であるとした。

- (27) Meade, J. E., *The Theory of International Economic Policy, Vol. 1: The Balance of Payments*, 1956, pp.18—19. ミードは、国際収支の項目を自発的 (autonomous) と調整的 (accommodating) にわけ、“実際の収支”を自発的項目の総受取と総支払として扱った。
- (28) Johnson, H.G., *The Taxonomic Approach to Economic Policy, E.J. Vol.61*, Dec. 1951.
- (29) Nurkse, R., *Conditions of International Monetary Equilibrium, Essays in International Finance*, No. 4, 1945 (Reprinted in *Readings in the Theory of International Trade*, 1949)

この収支に関する三つの概念は、金本位制時代から現在までの国際収支均衡概念の変遷を理解するうえで非常に有益である。先ず、金の兌換・溶解やその輸出入が自由になされた金本位制 (gold standard) 時代の収支概念は、ほぼ次のようにみることができる。この時代の国際取引は、主に物資やサービスの売買とその対価として授受される貨幣用金の移動よりなっており、長期ならびに短期の資本の移動は余り顕著ではなかった。そこで、この時代の国際取引を説明する原理としては、周知の物価・正貨流出入機構 (price-specie-flow mechanism) で代表されるような、輸出入の不均衡とそれによって引き起される正貨・金の流出入および国内物価の変動、その結果生じる収支不均衡の是正という金本位制の自動調節メカニズムであった。そしてこのような理論を基礎に置いた国際収支の概念は、市場での収支を輸出と輸入から生じる事前的対外需要と対外供給であると規定し、他方会計上の収支を、その事前的な需給の国際収支表上で記録したと認識された貿易収支、あるいはその反対給付として移動したと解釈された金の移動によって規定したのである。なおこの場合、計画上の収支は存在しなかった。なぜなら当時国際取引は、自動的に調節されるものであったから、物価の安定や完全雇用を政策的に達成すべき目標として認識するに至っていなかったからである。

次に第一次世界大戦後、金本位制が崩壊し金の輸出入が禁止され金の輸出入点 (specie points) が消滅した結果、為替の自由でかつ大巾な変動を経験した時代の国際収支概念については、次のようにみることができる。この時代は、購売力平價説 (theory of purchasing power parity) をその代表として挙げる⁽³¹⁾ことができる。それは、周知の如くもし貿易や為替に人為的な干渉がなくかつ政治上のパニックの気配もないとすれば、予想の変化、為替投機、資本逃避あるいは物価水準の変化などいずれに原因した為替相場の変動であろうとも、究

(30) 拙稿「国際収支の均衡」香川大学経済論叢第43巻1・2・3号、昭和45年3月および拙稿「均衡為替相場について(其一)」国際経済学研究シリーズ No. 14, 1958年7月。

(31) Cassel, G., *Money and Foreign Exchanges after, 1914, 1922*. カッセルに関する詳細な研究としては、拙稿「国際的貨幣ヴェール観」竜谷大学経済学研究叢書4を参照されたい。

極的には対外取引から生じる需要と供給に操られ二国の国内物価水準の比⁽³²⁾である購売力平価に一致して行く傾向があると説いた。この主張の背後には、外貨の保有動機に関するG. カッセルの認識、すなわち外貨を保有するのは、各国の国内においてそれが購売力（貨幣の価値と同義と考えられた）を持つからである、とする認識が在存した。もし外貨が購売力以下に評価されれば、邦貨を外貨にかえることで外国からより多くの財を購入でき、ゆえに自国輸入の増大したがって外貨の需要の増加を導く。逆に、もし外貨が購売力以上に評価されれば、外国から輸入するよりも自国で購入するのが有利となり、輸入を減じ外貨の需要を減少させることになる。かくして、為替相場は購売力平価に一致する。このような購売力平価は、金本位制時代の金平価に代って、為替相場の長期均衡を説明するとされた。すなわち、日々の為替相場は、その対外需要と対外供給で決定されるけれども、長期的には購売力に操られて、結局は購売力平価に落ちつくのである。しかしながら、この場合、その日々の為替相場の変動は、金本位制の時代のように金の輸出入点の枠にしばられることなく自由に変動し、対外不均衡を解消して行く。したがって、収支の不均衡は、対外決済手段を授受することで表面に表われるのではなく、単に為替相場の変動として表われてくるにすぎない。

さて、このような時代における市場での収支は、短期で把える限り金本位制時代のそれと同じように、輸出と輸入から生じる事前的対外需要と対外供給⁽³³⁾からなるものといえる。これに対し、この事前的需給を国際収支表で把えようとする会計上の収支は、収支不均衡が為替相場の変動に現われ、他に現われない以上、全く規定出来ないものとなった。いま、かりに国際収支表上に不均衡があったとしても、それは、受取や支払の評価時点および評価相場の違いなどの

(32) 購売力平価説には、二種の平価規定が存在した。すなわち、直接二国間で比較した購売力比としての平価と、二国間の物価指数を基準平価に乗じることで基準平価を修正し導出した平価とである。

(33) 購売力平価説では、主に物資およびサービスの輸出入を中心として分析された。しかし、のちに各種の批判をうけ長期資本移動や短期資本移動などを含め拡大した形で取扱われた。

記録上の誤りか、受取と支払の一時的な摩擦的タイム・ラグか、または貿易や為替の人為的干渉から生じるものなどだけとなり、決して理論上の収支不均衡を測ったものではない。そこで、このように収支の不均衡を国際収支表で捉えようとする代りに、為替相場が購売力平価に一致してゆく長期的傾向があるかどうかを検証することに目が向けられた。かくしてこの時代は、為替相場の長期的変動の検証が、会計上の収支に代って、事後的データによる均衡を規定するものとして登場することになった。なお、計画上の収支は、金本位制時代と同様に、物価安定や完全雇用を政策目標として認識するに至らず、特に規定されることもなかった。

このように対外需給を背後で操つる要因によって規定する長期的均衡の理論には、購売力平価説以後、それを修正したものとしては、A. H. ハンセンの価格—生産費構造平価 (cost structure parity)⁽³⁴⁾ や鬼頭教授の生活水準による平価⁽³⁵⁾などを挙げるができる。ハンセンの価格—生産費構造平価とは、1925～1930年代のポンドの高評価の時代にその高評価が国際収支の不均衡すなわち金や短期資本の移動に反映されず国際間の費用—価格構造の差異に反映したことに着目して、各国において完全雇用が維持されるように生産費水準と価格水準とが一定の正常な均衡を保っており国際貿易が人為的干渉のない状態で自然的分布を基礎に比較優位にもとづいて行われるばあいにおける生産費によって平価を規定しようとしたものである。また鬼頭教授の生活水準による平価とは、国際取引のおもなものが商品取引であることおよびその商品取引が結局その国の消費力と生産力によって規制されることなどからみて、各国の消費力と生産力を端的に表現する生活水準をとりあげ、それによって平価を規定しようとしたものである。これら価格—生産費構造平価や生活水準による平価などの市場での収支や会計上の収支に関しては、購売力平価と同じように長期均衡を規定したものであるから、上述の購売力平価と同じことになる。しかしながら、価

(34) Hansen, A. H., A Brief Note on "Fundamental Disequilibrium" *R.E.Stat.*, Vol. 26, Nov. 1944

(35) 鬼頭仁三郎「外国為替講義」昭和25年, 219—66頁。

格一生産費構造平価は、完全雇用を維持するような価格と生産費の正常な関係として扱えていることからわかるように、政策目標の設定がなされており、ゆえに購売力平価のような単なる市場での収支というよりも、一歩進んで計画上の収支の性格を帯びているとするのが妥当であろう。

カッセル以降、購売力平価説は数多くの批判にさらされた。例えば、外貨は資本の流出入あるいは為替投機や予想の変化などの購売力以外の動機によっても売買されるし、また貿易収支は一般物価水準が不変でも経済の成長に伴った貿易品対非貿易品の相対価格変化によっても変動してくるなどが指摘された。そこで、次にこれら批判を考慮し、資本の移動や為替投機や予想などを含み、かつ価格変動だけでなく所得変動をも加味した、収支調整メカニズムを説く古典派あるいは新古典派 (classical or neo-classical) ⁽³⁶⁾ の収支均衡の概念を考察しよう。これらの人々は、国際収支を、自発的 (autonomous) 取引と誘発的 (induced, equilibrating, or accommodating) 取引にわけて考える。自発的取引とは他の取引に誘引されず独立に生じる需給であり、他方誘発的取引とはその自発的取引の結果生じた収支差額を穴埋めするための取引である。したがって、ここにいう自発的取引は、しばしばそれを需要曲線や供給曲線として扱えることからわかるように、われわれが既に考察した事前的需給と全く同義であるということが出来る。このような市場での収支に対して、新古典派の人々の会計上の収支は、国際収支表のどの項目が、この自発的取引あるいは誘発的取引に相当するか、という各項目の認識の問題に帰着する。したがって、それは各論者によって多少意見を異にしてくる。例えば、J. W. エンジェルは、⁽³⁷⁾ 短期資本移動と貨幣用金の移動の項目のすべてを誘発的とし、残りを自発的として前者を画線下 (below the line) におろし、後者を画線の上 (above the line) にのこした。また、前出のヌルクセは、ホットマネーのような不均衡攪乱的な

(36) Badger, D. G., *Balance of Payments: A Tool of Economic Analysis*, IMF Staff Papers, Vol. 2, Sep. 1951.

(37) Angell, J. W., *Equilibrium in International Payments: The United States, 1919—1935* (In *Explorations in Economics*, 1936) .

短期資本を予め除いた残りについて、自発的項目と誘発的項目とにわけ、その上で自発的項目からなる収支が貿易や為替統制などの人為的干渉がなく五～十年の長期に亘り大量失業やインフレの起きない状態で均衡をたもち、金や外貨準備や短期資本の移動などの誘発的項目の変動を生じないこととして定義した⁽³⁸⁾。このように予め不均衡攪乱の短期資本の移動を除いて定義するのは、その後の P. T. エルスウォース⁽³⁹⁾、J. E. ミード⁽⁴⁰⁾、C. P. キンドゥルバーガー⁽⁴¹⁾などにおいても同じである。エルスウォースは、景気変動を考慮し五年の標準期間をとり、予め不均衡攪乱の短期資本移動を除いたあとで、その期間内の基礎的収支が大量の失業やインフレを伴わずに維持されることとした。そしてその基礎的収支とは上記の自発的項目と同義である。また、前出の J. E. ミードも同様に人為的干渉や大量の失業もなくかつ継続的に基礎的収支が均衡であることとなし、その基礎的収支を他の項目に依存しない自発的項目と定義した。これに対し、貨幣用金ならびに均衡的な短期資本の移動は、調整的で誘発的な項目であるとした。他方、キンドゥルバーガーは、均衡を静的と動的にわけ、前者を貿易収支の均衡、後者を時間に対する均衡と規定し、さらに時間に対する均衡を二分し、輸出入の差が金や短期資本の移動の差に等しい一時的な短期の均衡と、輸出入の差が長期資本の移動に等しい金や短期資本の移動の生じない長期の均衡とにわけた。そして、そのうちの長期均衡が、大量の失業やインフレのないことを条件としていることは、云う迄もない。また、不均衡攪乱的な短期資本の移動は、他の論者と同じく予め除外されている。

このような国際収支表から予め攪乱の短期資本の移動を除いたあとで、自発的項目と誘発的項目とにわけて規定しようとする考え方には、ほぼ共通に購売力平価に代って、なんとか国際収支表の上で長期の均衡を規定しようとする意図が存在したことは、明かである。そしてそれらは、例えば五～十年のような

(38) Nurkse, R., op. cit.

(39) Ellsworth, P. I., *International Economy*, 1950, pp. 597—98.

(40) Meade, J. E. op. cit.

(41) Kindleberger, C. P., *International Economics*, 1955, Part IV.

期間に亘り均衡が維持されること、あるいはインフレや失業など潜在的(potential)な形で不均衡が現われてこないこと、などの条件をつけ加えることによって、その目的を達しようとした。しかしながら、ひとたびこのような条件をつけ加えるならば、そこに生じる会計上の収支は、物価安定や完全雇用などの政策目標を設定した価値判断を含んだ規定を行ったことになり、もはや会計上の収支というよりも、計画上の収支を国際収支表上で把握しようとしたもの、という色調を強く帯びてこざるをえなくなった。

これに対し、特にこのような政策目標を設けず世界共通の収支概念を確立しようと努めたのは、IMF がそのマニュアル第二版で主張した調整的公的金融(compensatory official financing)⁽⁴²⁾による収支の規定である。外貨準備のほか、均衡化的な短期資本の移動の項目を誘発的であると規定するためには、その背後に、対外不均衡が利率の変化を導き、その利率変化が短期資本の移動を誘発する、という連鎖の存在が前提されなければならない⁽⁴³⁾。しかるにその後、中央銀行の利率に対する短期資本の感応性に数多くの疑問がもたれた⁽⁴⁴⁾ため、外貨準備と短期資本の移動とを誘発的項目とするこのような会計上の収支は、放棄されるべきであり、それに代って各国間で決済を目的として実際に移転されたと考えられるもののみを取り出して画線下におき、それらを除いた自発的項目のみによって収支を規定すべきであるとするのが正当な手続きというようになった。そして IMF マニュアル第二版は、このような調整的公的金融による収支概念を、通貨当局がどの程度金融行為をとらされたかを測る最も妥当な尺度であり、最も現実的で世界的に共通な赤字・黒字に関する尺度であるとした。その結果、国際準備、IMF および IBRD に対する負債、未償還の公的長期債務取引、国際収支の均衡を目的とした公的借款や贈与などは、画線

(42) 調整的公的金融の概念は、IMF, *Balance of Payments Manual*, 1st. ed. 1948 に初めて出され、その 2nd. ed. 1950 において明確な定義づけがなされたものである。それは、3rd ed. 1961 まで保持された。

(43) Badger, D. G., op. cit

(44) Lary, H. B., *Problems of the United States as a Trader and Banker*, 1963 pp. 152—55.

下へ移されることになった。ここにいう国際準備とは、貨幣用金、公的短期対
外資産、海外で市場性がありかつ自由に処分ができる当該国通貨当局の保有す
る長期資産、IMF や IBRD 以外の外国政府や金融機関に対する負債などを
意味している。

この調整的公的金融の概念は、H. G. ジョンソンの⁽⁴⁵⁾いう伝統的収支概念の
一つの典型といえることができる。すなわちそれは、予め公的な外国為替機関
が、常に公的準備を使って為替相場を動かすように、為替市場に働きかける態
勢にあることを、明かに想定している。ところで、このような考え方に立脚す
れば、戦後の長期借款や公的贈与は、自動的に赤字を金融する目的でなされた
ものとみなされ、それらをすべて画線下に移さなければならなくなる。また、
このように戦後の長期借款や公的贈与をすべて調整的公的金融とするのであれ
ば、それはそれなりに、確実な判断材料が必要となることも明かである。そこ
で、その判断材料を見出すため、それが実際に授受された過去の時点まで遡り、
その時の市場状況を調査し、赤字金融であったとの事実を確認せねばならぬ
ことになる。ところが、F. マハラップの指摘したUNRRA (国際救済復興委
員会)⁽⁴⁶⁾の援助のように、受領国にとっては調整的な赤字金融であったが、贈与
国にとっては必ずしも調整的性格のものではないということもあるし、またし
ばしば指摘されるように各国の対外需給が、実際に不均衡であったか否かを判
断するのに必要な資料すら、得られないということが多いのである。かくして、
このような資料の入手不可能性および判断の困難性にかんがみて、IMFは国際
収支表作成提要(マニュアル)第三版(1961年)において、このような調整的
公的金融による収支均衡の規定を、結局は主観を含む近似的分析手段にほかな
らないとし、世界共通の収支の規定を作成することを、不可能に近い努力と結

(45) Johnson, H. G., *Towards a General Theory of the Balance of Payments*,
(in *International Trade and Economic Growth*, 1958, Chap. 6 小島・柴田訳
第VI章)

(46) Machlup, F., *op. cit.* (UNRRA は United Nations Relief and Rehabilitation
Administration の略である。)

論した。そして、国際収支の赤字・黒字の規定を各国の良識にゆだねると共に、共通の概念の確立への努力を放棄したのである。⁽⁴⁷⁾

かくして、新たに出された国際収支表作成提案第三版においては、物資やサービスまた移転収支等の項目を整備し、UNやOEEC方式の国民勘定体系との整合性をはかり、中央政府、中央通貨機関、その他通貨機関、地方政府等の項目を設定して機関別分類を行い、部門金融統計との結合に努力をはらうこととした。そして、国際収支の赤字・黒字に関しては、IMFの「国際収支年鑑」(Balance of Payments Yearbook)の中に記載される分析表(analytic presentation)において行い、IMFがその機能を遂行するために必要な範囲での赤字・黒字を提示するとともに、世界共通の尺度を提示することは差し控えることとした。

IMFの国際収支の総括表に関するその後の修正は、「第三版への付録(Balance of Payments Manual: Supplement to Third Edition, 1973)」によってなされ、また最近の国際収支表作成提要(マニュアル)第四版(1977)において詳論された。わが国の国際収支総括表(原表)は、昭和49年までIMFマニュアル第三版に依拠して作成され、昭和50年以降その後の修正(1973年)を参考にして改訂されている。マニュアル第三版の紹介および解説は、数多く存在⁽⁴⁸⁾し既に周知のところである。そこでわれわれは、次節において「第三版への付録」(1973年)の考察を行い、昭和50年以降のわが国の国際収支表の理解に資することとしたい。

3. IMF「国際収支表作成提要」第三版の改訂⁽⁴⁹⁾

IMFの「第三版への付録」(1973年)は、第1部基本原則の修正、第2部各

(47) IMF, *Balance of Payments Manual*, 3rd, ed. 1961 その他に IMF, *Balance of Payments, Concepts and Definition*, 1968 および Høst-Madsen, P., *Balance of Payments, Its Meaning and Uses*, 1967や IMF, *Balance of Payments Yearbook*, Vol. 17, 1960—64.

(48) 例えば、斎藤武雄「国際収支の研究」昭和49年、木村滋「国際通貨基金『国際収支表作成提要』(1961年版)」関西大学商学論集第8巻3・4合併号、及び5号、昭和38年10月及び12月

(49) この節では、主に IMF, *Balance of Payments Manual: Supplement to Third Edition*, 1973を中心に考察する。Manual 第三版については、改めてここに再掲しない。それについては脚注(48)に挙げた著作を参照して本節と対比してほしい。

表への追加、第3部A表国際収支総括表の改訂からなっている。このうち第1部は、居住者や対外準備の概念と計上範囲に関する基本原則について若干の修正を行うことであてられている。まず居住者概念については、国際収支表を国民経済計算体系 (A System of National Accounts, SNA) に一致させるための修正を行う。その修正は、(i) 少くとも一カ年、当該国に居住する外国人来訪者に関するもの、(ii) 外国大使館の建物の取扱に関するものの二つである。

まずはじめにSNAの居住者に関する記述が参照され列挙される。すなわち、それらを要約すれば以下の如くである。国内産業⁽⁵⁰⁾および企業とは、海外領土やその属領を除く自国の政治上の領域内の領土で、生産や取引に従事する産業や法人・準法人の企業および類似の生産居住者を指している。そして、この場合自国の政治上の領域内の領土とは、通常考えられているものに加えて、(a)主として二国以上の国の間を運航する当該国の船舶や航空機、(b)主として国際海洋上で操業する当該国居住者の漁船団、船舶、フローティング・プラットフォーム、(c)国際協定で排他的採取権を認められた領域で操業する石油や天然ガスの当該国のリグ(海上建造物)および漁船等を含む概念である。したがって、自国の居住者の中には、少くとも1カ年の間、このような政治的領域内で主として操業する船舶や航空機なども含めて考えるべきであるとされる。すなわち、それら単位は、当該国の法規制に服し、その保護の下にあり、かつ当該国の経済的に密接な関係をもっているからである。そして、このように定義すれば、各船舶の置籍地や操業者の居住地またその企業の大株主の居住地等について十分に配慮しうることになる。さらに、この定義は、それら船舶や航空機などがたとえ賃借されたものであったとしても、適用されるべきであるとされる。すなわち、それらの所有者が操業者と異なる国の居住者であるばあいには、それらの船舶や航空機などは、それが操業している国の産業居住者(より正確には準法人企業 quasi-corporate enterprise 居住者の財産)として分類される。したがってその国は、それらの船舶や航空機を帳簿上輸入されることにより形成された当該国の粗固定資本であるとして取扱うことになる。また、それらに支

(50) ここに云う国内とは、domestic territory の訳である。

払われるチャーター料も、それらの船舶や航空機等の所有者の居住地で生産される労務を輸入したがための、対価の支払として取扱うことになる。

SNA に記述されている数カ国を通過する石油やガスのパイプ・ラインおよび鉄道等に関する取扱いは次の如くである。この場合 SNA は、IMF の国際収支の取扱い（マニュアル第三版）をそのまま採用しており、それらが通過する国や生産を行っている国で、その生産活動に応じた帰属計算を行うこととしている。したがって、各国の収益や経費等は、あたかもそれらが市場で売買されて、それら各国に引渡されたかのように、市場価格にしたがって割りつけられる。勿論この場合、そのコストの中に、鉄道の例のように各国の移動可能資産に賦課する負担金、および親企業の共通経費のような各国内の操業と直接結びつかない経費をも含めて、帰属計算される。けれども、それらの企業の資本形成に関しては、多少取扱いを異にしている。すなわち、それが自国領内にあれば当該国の居住者に割りつけるが、もし親企業の資本形成のように自国領内でないときは、親企業の居住する国に割りつける。さらに、この場合の企業の純収益の取扱いについては、原則として親企業の居住する国に移転するが、親企業の所有者が数カ国に及ぶときは、親企業のその他の金融取引と同じように、それぞれの持分権に比例して割当てる。要するに、このように親企業が当該国の居住者でない場合の取扱いは、当該国の居住者となしうる生産単位の部分を、あたかもそれが外国所有企業の支店であるかのように取扱うのである。なお、所有者が多数国に亘り、主に国際的商業に専従する生産者の場合にも、その売上や経費および金融取引等は、各国の政府や企業がもっているその企業の持分権に応じて帰属計算される。

その他居住者については次の如くである。代理店（agencies）は、一般に自己の勘定で物資やサービスを売買するとき、それが存在する国の居住者として取扱い、単に本店勘定取引の代理にすぎないとき、本店が所在する国の居住者として取扱う。海外旅行者の行う業務上の商取引は、本国居住者の行う取引と

(51) 外国の所有する子会社についても同様である。

して取扱う。同様にして、輸出された機械や設備を設置する目的で海外に派遣された労務者の場合、その設置に長期間を要しかつ派遣労務者の行うその機械設備の設置の仕事が単なる部分的補助にすぎないときは、その労務者を外国居住者として取扱い、その設置が主に派遣労務者によって施行されかつ一カ年以内に完了するときは、当該派遣国の居住者として取扱う。

政府に関しては、それが中央政府、地方政府いずれの機関であろうとも、大使館や領事館また海外駐留軍隊のような一種の治外法権をもつ以上、それが存在する国において非居住者として取扱われるべきである。したがって、それが存在する土地を除けば、すべての設備や建物などの固定資本およびそれら機関の生産物等は、当該国以外のものとして取扱われる。そして、一般に大使館や軍隊と同様に、それら機関で働く労務者の賃金も、それが所在する国からの労務輸出への対価支払として、取扱われねばならない。同様に、多数国により構成した国際機関の場合にも、その活動が社会、政治、経済、金融いずれであっても、それが存在する国の居住者でないとして取扱い、そこで働く労務者の賃金も、それが所在する国から輸出した労務への対価として、分類し計上される。

最後に SNA の取扱いのうち、個人および家計に関するものは次のようになる。当該国の領域内に居住し、物資・サービスの生産や消費、またその他の経済活動にたづさわる個人（家計）は、その一般的利害の中心が当該国にあれば、その居住者として取扱われる。⁽⁵²⁾ 短期滞在の旅行者の場合、この一般的利害の中心がどこにあるかは、その滞在の目的およびその活動を考慮して決定される。すなわち、当該国の居住者として取扱うものは、以下の条件のいずれかに該当する個人（家計）を除いたすべての個人（家計）か、または国外に居住する以下の条件のいずれかに該当する市民である。⁽⁵³⁾

(52) このように定義すると国勢調査の人口概念とも一致することとなる。

(53) 経済企画庁国民所得部編「新 SNA 入門」昭和54年 155—6頁、および同部編「新国民経済計算の見方、使い方」昭和54年30—31頁。東洋経済臨時増刊号「新 SNA 緊急特集」、また日銀統計局「国民経済計算の新しい方向」統計研究資料第9号昭和40年10月、寒川達也・倉林義正・安藤登「SNA改訂の意義と問題」経済研究、1969年4月（岩波）など。

- (a) 外国人旅行者：特にレクリエーション、休暇、医療、宗教行事、家族旅行、国際スポーツ競技、国際会議や他の会合への参加、研究旅行およびその他学生プログラムのために、当該国に一年以内滞在する外国人。
- (b) 当該国にドック入りあるいは下船した外国船または航空機の乗組員。
- (c) 一年以内当該国に滞在する外国人の商業（業務）旅行者および非居住者企業の雇用者で、その雇用主が販売した機械や設備を取りつける目的で一年以内当該国に入国する外国人。
- (d) 季節労働者：明かに季節雇用のため当該国に滞在する人。
- (e) 当該国に駐在する外交官や領事館員および外国の軍隊の隊員。
- (f) 国際機関の雇用者で当該国の市民でなく継続して一年以上の用務に従事しない者。

なお、二国間を定期的に往来し、一方で勤務し他方で居住するような労働者は、かれが勤務する国ではなくて、居住している国の居住者として取扱われる。また家計に奉仕するような民間の非営利団体は、それらが存在する国の居住者とされる。

IMFマニュアル第三版（1961年）が出版されてのち、上記の居住者概念以外にも、その取扱いに関して数多くの問題が生じた。⁽⁵⁴⁾そしてそれらは、その都度IMFマニュアル第三版を部分的に修正することで今日に至った。そこで次に、これらの修正の個所を再確認し、それをとりまとめてより詳しく考察する。それらは次の諸点についてである。

(i) 基本原則に関する例外の拡張（SDRの配分）

より適切な記録をうるために、マニュアル第三版（1961年）において基本原則に三つの例外を設けた。⁽⁵⁵⁾しかし、当時まだSDRは存在せず、その取扱いもその例外の中に含まれていなかった。その後、SDRの制度が創設され、SDRの配分

⁽⁵⁴⁾ 第3版以降の問題点の要約は、犬田章「1968年国際通貨基金国際収支専門家会議について」財政金融統計月報、昭和44年 210号参照。

⁽⁵⁵⁾ IMF, *Balance of Payments Manual, Third Edition 1961*, pp. 8-11 および木村滋 前掲論文参照。

が行われると、その取扱いが、通常の経済取引の対価支払で生じる対外準備変動と異なるために、問題となった。そこで、SDR が創出され配分 (allocation) された場合、それを貸方に計上し、逆に廃止され減額 (cancellation) された場合、それを借方に計上する別個の勘定項目を設けることとし、そこに計上された額を、準備資産および関連項目の額から差引くことで、今期経済取引に伴って純粋に授受された対外準備変動額を、見出しうるようにした。

(ii) 経済取引の計上範囲の拡大

マニュアル第三版では、旅行の項には旅行者の支出のみを計上した。したがって、外国人留学生に対する授業料や学寮の無償供与のような場合について、それらの取扱いをどのようにすべきかが問題となった。そこで、このような場合、無償供与の額を無償移転の項に計上するとともに、同額を旅行の項に対応計上することにした。また、従来移民の身回り品に関しては、余りにも厳しく取扱い、移民の実行される時点で、計上することとしてきた。ところが、分析上の害もなくかつ実際上の有効性も損なわないことを考え、移民の居住変更の認められた時点で、その身回り品についても、商品あるいは資本の項目へ計上し、それとともに移民の移転の項に対応計上することとした。このようにすることによって、国民経済計算の UN 基準および貿易統計の取扱いと合致した取扱いができたこととなる。

(iii) 準備および関連項目の再評価に関する備考項目 (memorandum item)

新しく改訂された国際収支総括表の準備および関連項目に計上されるものは、経済取引を経由してきたものであるから、対外準備が再評価されたために生じた変化を、その中から明示的に取り出すことは、全く不可能なことである。しかも、その対外準備の再評価は、政策当局にとって強い関心のあるところであるから、われわれはここに備考項目として別の勘定を設けてそれを記録することとした。

さて、次に以上考察した諸点を改訂した IMF 国際収支総括表を掲げることとしよう。先ず、A表改訂国際収支総括表を示し、この表の中に改訂以前の国

際収支表に関する付表（マニュアル第三版）と改訂後の追加付表との関連を附記した。そして、そののちに改訂後の追加付表の説明を行う。なお、例えば付表 I (7)―追加付表 I (1)とあるのは、改訂前の付表 I の第 7 項目から、改訂後の追加付表 I の第 1 項目を差引くことを意味している。また、付表 VI (2+3.2~3.6) とあるのは、付表 VI の第 2 項目の貸方と借方に、同じ表の第 3.2 項目から第 3.6 項目までの貸方合計と借方合計を加え、それを新しい第 VI 表の貸方と借方に計上することを意味している。

項目分類に関して、主な改訂部分は次の二点である。

(a) 準備および関連項目を設けたこと。⁽⁵⁶⁾

IMF マニュアル第三版では、機関別分類を行い、中央通貨機関が公的準備の目的で保有する資産および負債、並びに通貨機関以外の部門が公的準備の目的で保有している資産および負債等は、それぞれの機関を示した項目に計上されていた。それらを、準備および関連項目として一括して取り出して、計上することとした。

(b) 非通貨金融機関の項目を設けたこと。

従来これは、中央政府あるいは民間非通貨の部門に含め計上されていたものである。それを出し取して計上することとした。

以上の二点は、ともに債権者―債務者原則⁽⁵⁷⁾からみると、例外の項目である。

(56) 後に掲げる追加付表 XIV の説明に準備およびそれに関連する項目の詳しい解説が行われている。

(57) 資本および負債の変動は、周知のように本邦資本の流出（流入）については資本の増（減）、外国資本の流入（流出）については負債の増（減）として計上される。このとき、(a) 国内部門を基準に分類すること、(b) 長期および短期の両資本とも、資産は国内債権者に、負債は国内債務者に帰属し計上することとしていた。このうち (b) が債権者―債務者原則といわれるものである。その例外は、IMF との取引について政府の行う取引でも中央通貨機関に、通貨機関の支店や子会社の保有するネットの長期債権および債務を直接投資として民間部門に、国内通貨機関の発行するその他証券取引を民間部門に、それぞれ計上していた。

第6表

A表改訂国際収支総括表

第1部 物資、サービスおよび収益と移転

項目	貸方	借方	各付表との関連
A. 物資、サービスおよび収益			
1 商品			
1.1 輸出および輸入			付表I(7)-追加付表I(1)
1.2 その他商品(ネット)			追加付表I(1)+未移転身回品や実質資産
1.3 移民の身回品			
2. 非貨幣用金			
3. 国際貨物運輸			付表III A-追加付表III A(1)
3.1 運賃			
3.2 保険			
3.3 その他サービス			追加付表III A(1)
4. その他運輸			
4.1 旅客運賃			
4.2 用船料			
4.3 港湾経費			付表IV(3の貸方)+付表IV(8の借方)-追加付表IV(1)
4.4 その他			
5. 旅行			
5.1 観光旅行者の支出			付表V(6)-追加付表V(1)+追加付表IV(1.1)
5.2 回遊旅行者の支出			追加付表IV(1.2)+追加付表V(1)
5.3 その他			宿泊費や大学生授業料などの免除額
6. 投資収益			
6.1 未配分直接投資収益			付表IV(1.4)+追加付表VI(1+2)
6.2 その他直接投資収益			付表IV(1.1)-追加付表VI(1)+付表VI(1.2+1.3)+付表VI(4)-追加付表VI(3)+付表VII(2.5)
6.3 対IMF収益			付表VI(3.1)
6.4 その他			付表VI(2+3.2~3.6)
7. 政府取引(他に含まれないもの)			
7.1 個人所得			付表VII(1.1+2.1)
7.2 個人支出			付表VII(1.3+2.3)
7.3 その他			付表VII(1.2+1.4~1.6+2.2+2.4+2.5)の貸方-追加付表VI(3の借方)-追加付表XI(3),付表VII(上記各項)の借方-追加付表VI(3の貸方)-追加付表XIV(3),それらに追加付表XI+追加付表XIV(2)を加える。
8. その他			
8.1 非商品保険			付表VIII(2.1)
8.2 個人所得			追加付表VIII(1)
8.3 労働者の支出			付表VIII(2.6)
8.4 通信費			付表VIII(2.10)
8.5 特許権およびその他無形資産からの収益			
8.6 その他			付表VIII(2.2~2.4 +2.7~2.9 +2.11~2.12)-追加付表VIII(1+2)
B. 無償移転			
9. 民間			
9.1 対政府取引			付表IX(1)-追加付表IX(2.1)
9.2 移民の移転			追加付表IX(1)+未移転の資産(移民の資産の対応項目)
9.3 その他			付表IX(2)-追加付表IX(1+2.2)+追加付表VIII(2)+上記5.3項目の対応項目
10. 政府			
10.1 政府間			付表X(1)+追加付表IX(2.1)
10.2 その他			付表X(2)+追加付表IX(2.2)

第6表 A表改訂国際収支総括表(つづき)
第2部 資本および貨幣用金の移動

項 目	資 産		負 債		各 付 表 と の 関 連
	貸方	借方	貸方	借方	
C 資本(準備資産および関連項目を除く)					
11 直接投資					
11.1 直接投資収益の再投資					上記改訂A表第1部6.1項の対応項目
11.2 その他					付表XI(1)-付表XI(1.5)-追加付表VI(1)+追加付表XIV(4)
12. 非金融的家計及び企業のその他長期資本					付表XI(5)-付表XI(1)-追加付表XI(1+2+3)
12.1 関連企業の資本					
12.2 その他普通株式					
12.3 外国政府証券			×××	×××	
12.4 その他証券					
12.5 その他借入及び貿易信用					
12.6 その他資産及び負債					
13. 非金融的家計及び企業のその他短期資本					付表XI-追加付表XI(1)
13.1 通貨及び銀行預金			×××	×××	
13.2 外国政府証券			×××	×××	
13.3 貿易信用					
13.4 その他資産及び負債					
14. 非通貨金融機関のその他資本					追加付表XI(1)+追加付表XI(1)+追加付表XIV(5)
14.1 証券					
14.2 長期借入					
14.3 その他長期					
14.4 短期借入					
14.5 その他短期					
15. 政府その他資本					付表XIII+付表XIV-追加付表XIV
15.1 海外発行長期証券	×××	×××			
15.2 その他長期証券					
15.3 短期証券					
15.4 長期借入					
15.5 その他長期資産及び負債					
15.6 その他短期資産及び負債					
16. 預金銀行のその他資本					付表XVI-追加付表XVI(1)
16.1 市場化可能資産			×××	×××	
16.2 預金					
16.3 借入					
16.4 その他対外資産及び負債					
17. 中央通貨機関のその他資本					付表XV-追加付表XV(1)
17.1 借入					
17.2 その他対外資産及び負債					
D 準備資産及び関連項目					追加付表XIV(1)+追加付表XV(1)+追加付表XVI(1)
18. 資産					
18.1 貨幣用金			×××	×××	
18.2 特別引当金			×××	×××	
18.3 IMFのリザーブ・ポジション			×××	×××	
18.4 外国為替			×××	×××	
18.5 その他準備請求権			×××	×××	
19. 負債					
19.1 IMFクレジットの使用	×××	×××	×××	×××	
19.2 外国人保有準備資産	×××	×××	×××	×××	
19.3 その他準備負債	×××	×××	×××	×××	

第6表 A表改訂国際収支総括表(つぎ)
第3部 第1部と第2部との調整

項 目	貸方	借方
20 物資, サービスおよび収益(1~8)		
21 無償移転(9~10)		
22 準備資産および関連項目以外の資本(11~17)		
23 準備資産および関連項目(18~19)		
24 合計(20~23)		
25 特別引出権の配分		
26 合計(24+25)		
27 誤差脱漏		
28 合計(26~27)		

第7表 準備資産および関連項目に関する付録

	期首在 高 (1)	変 化 額			期末在 高 (5)
		再評価額 (2)	その他* (3)	合計** (4)=(2)+(3)	
A 資 産					
1 貨幣用金					
2 特別引出権					
3 IMFのレザーブ・ポジション					
4 外国為替					
5 その他					
6 資産合計					
B 負 債					
7 基金クレジットの使用					
8 外国人保有準備資産					
9 その他					
10 負債合計					

* A表18および19の項の和
** (1)と(5)の在高より導出される。

追加附表I 商 品 取 引

項 目	貸 方	借 方
1 移民の身回品		

追加附表ⅢA 国際貨物運輸

項 目	貸 方	借 方
1 運賃以外のサービス		

〔追加附表ⅢAに関する説明〕

マニュアル第三版（1961年）の附表ⅢAに計上された国際貨物運輸の中には、倉庫料、包装費、荷揚げおよび発送に伴う費用が含まれていた。そこで運賃とは別のこれら費用を区別し、別の項目に計上するため、追加附表を作製する。

追加附表IV その他運輸

項 目	貸 方	借 方
1 乗組員の支出		
1.1 観光旅行者		
1.2 回遊旅行者		

〔追加附表IVに関する説明〕

観光旅行者 (tourists) とは当該国で一泊する乗組員であり、回遊旅行者 (excursionists) とは一泊しない乗組員である。それらの人々の支出を計上する。

追加付表V 旅 行

項 目	貸 方	借 方
1 回遊旅行者		

〔追加付表Vに関する説明〕

項目1については追加付表IVの説明をみよ。

追加付表VI 投 資 収 益

項 目	貸 方	借 方
1 未送金支店収益		
2 天然資源減耗準備金		
3 大使館及びその他政府 の非軍事施設に関する 帰属純収益		

〔追加付表VIに関する説明〕

支店および子会社の純収益を計上するとき、天然資源の消耗やその他減価を考慮しておかなければならない。そこで、項目2で直接投資企業について資本の減耗のみであるが、その準備金を計上した。これの対応項目は、改訂A表第2部の項目11.1にある。

追加付表VIII その他サービス

項 目	貸 方	借 方
1 労働者の支出		
2 諸会費		

追加附表IX 民間移転収支

項 目	貸 方		借 方	
1 移民の移転				
2 地方政府の移転				
2.1 政府間				
2.2 その他				

追加附表XI 民間長期対外資産および負債

項 目	資 産		負 債	
	貸 方	借 方	貸 方	借 方
1 直投投資以外の非通貨金融機関の資産及び負債				
1.1 証 券				
1.2 借 款				
1.3 そ の 他				
2 大使館や領事館の使用目的の不動産売買				
3 大使館建物および政府非軍事施設の減価	×××	×××	×××	

〔追加附表XIに関する説明〕

項目1は、金融市場で取引し債権を得、負債をおうような、保険会社、恩給基金、その他非通貨金融機関の資産および負債を計上する。この場合、保険会社は、それが公的機関であるか社団法人であるか銀行の設立によるものであるかに関係なく、有限並びに相互あるいはその他どのような形態であっても、また生命・疾患・事故・火災・災害のいずれの保険でも、この項目1に計上されてくる。ただし、より一般的な社会保障計画の一部をなすような社会保障制度は、除外される。同様に恩給基金についても、公的当局によって融資され統制下にあるような社会保障制度の被雇用者の基金は、除外される。さらに、私的または公的団体に対する年金制度であるけれども、その基金が雇用主の準備金に加えられ、雇用主の安全のために投資されているような場合も、除外される。次に、上記のその他非通貨金融機関とは、中央銀行、預金銀行、保険会社、年金基金などを除いた、住宅建設ローン、民間および公的な貯蓄銀行、公的貸付

機関、信用組合、販売ローン、その他商業や個人に対する金融会社、証券ブローカーおよびディーラー、投資信託会社等である。

上表中の項目3は、大使館建物およびその他政府の非軍事施設に関する取扱いが変更されたために、設けられたものである。

追加付表XII 民間短期対外資産および負債

項 目	貸 方		借 方	
1. 非通貨金融機関の資産および負債				
1.1 資 産				
1.1.1 証 券				
1.1.2 借 款				
1.1.3 その他				
1.2 負 債				
1.2.1 証 券				
1.2.2 借 款				
1.2.3 その他				

〔追加付表XIIに関する説明〕

項目1は追加付表XIと同様である。それに関する説明をみよ。

追加付表XIV 中央政府の対外資産および負債

項 目	資 産		負 債	
	貸 方	借 方	貸 方	借 方
1. 準備資産および関連項目				
2. 大使館及び領事館の使用目的の不動産売買				
3. 大使館建物及びその他政府の非軍事施設の減価				
4. その他直接投資				
5. 非通貨金融機関				
5.1 証 券				
5.2 長期借款				
5.3 その他長期				
5.4 短期借款				
5.5 その他短期				

〔追加附表XIVに関する説明〕

項目1の準備および関連資産については、従来その計上範囲が分析者によって異なるため、一つのカテゴリーとして把握難いとされていたが、分析上の有用性を考え、またそれを一つのカテゴリーにしてもそれ程の害もないと判断して、ここに項目1を設定した。

ここにいう準備および関連資産とは、現存する金融資産であり、かつ当局が国際収支不均衡の折に使用可能であるものを意味している。具体的には、貨幣用金、SDR、IMF レザーブ・ポジション、居住者の非居住者に対するその他金融的債権等である。これらは、原則として所有権・満期・呼称通貨などの形式的基準と関係のない概念である。なぜなら、それらは通貨当局の便宜によってしばしば変更しうるものであるからである。

しかしながら、これら資産は現存するものでなければならない。それが、担保とされているか、預託されイヤ・マークされあるいは先物売やブロックされていたとしても、現存する限り、この項に計上される。けれども、信用貸出限度額やスワップ協定にもとづく利用可能性、またIMFクレジット・トランシェなどは、現存するものと考え難く、この項に計上されない。

さらに、このような現存する資産は通貨当局の使用（利用）できるものでなければならない。この使用可能性については、各国でその判断が異なる。そこで、それに影響する要因を考えると、資産の所有権およびそれに附随した条件の程度の二つがあると思われる。

まず所有権は、それぞれの国の経済制度に深く関わっており、極端に狭く解釈して法規上当局の所有する資産のみを利用可能な資産と考える場合から、最も広く解釈してその国のすべての居住者の所有する資産を利用可能と考える場合まで、種々存在する。しかしここでは、実際に通貨当局の直接かつ有効な制御の下にある資産を意味するとして解釈する。すなわちスタンド・バイ契約で獲得した資産は、当局の有効な制御に入ると考えられないし、貨幣政策を通して商業銀行の保有する資産を変動せしめ当局に移転させるような通貨当局の能

力などは、余りにも間接的で直接に制御しうるものという範囲に入らないと思われる。そこで、結局のところ原則としては、通貨当局の保有する対外資産のみを使用可能な資産であるとする事となるが、しかしながら例えば外国為替のための資金の預託のような、特別に認められて保有している商業銀行の資産は、それが当局の直接制御のもとにあることから考えても、使用可能な資産に入れるべきである。けれども、それがひとたび通貨機関以外の居住者に売却され、通貨機関の範囲を越えて外へ出れば、制度上どのようなことがあろうとも、当局の制御を離れた使用不可能な資産とみるべきである。

次に、使用可能性を左右する条件性の程度であるが、金やSDRは無条件の使用可能資産であるといえる。しかし、他の資産については、その条件性の程度によって予め格付けすることは、ほとんど不可能に近い。そこで、市場性のある証券を、形式的にその満期日によって格付けするというような方法ではなく、対外資産が必要となったときに、実際にその条件が満たされて利用可能となるかどうかによって判断するのが妥当であろう。その判断は、便宜的なものであるから、具体的な事例について、積年の経験によって行うよりしかたないものである。当局が対外資産を必要とするのは、(i)国際収支の不均衡、(ii)政策目標達成の二つの場合が考えられる。通常、この二つの目的を兼ね備えた資産は、準備資産に分類出来るものである。すなわち、例えば対外不均衡のための準備資産は、しばしば実際にはIBRDなどを經由して、対外援助に供されている。したがって、政策目的遂行のために使用されるからといって、対外準備資産でないとはいえない。しかしながら、経済開発のための直接投資や対外援助、その他政策目的遂行のためのタイト・ローン、非交換性通貨で返還されるローン、支払協定で清算できない資産、国際非通貨機関への剰出金、債券発行者によって封鎖されたような支払制限のある資産等は、収支不均衡の際、それらを清算し使用しえないことから、準備資産として分類できない資産である。けれども、当局の保有する大部分の資産は、準備資産である。例えば、政府のワーキング・バランスも当然その中に入る。

二国の経済相互間で締結したスワップ協定によって獲得した債権は、それを積極的に要求した国にとっては、対外不均衡を目的とした以上準備資産に計上すべきである。しかし、その協定を受動的に締結した国にとっては、特に準備資産として計上すべき理由を見出すことができないであろう。にも拘らず、実際には両国ともに、それを準備資産として計上している。それは、単に便宜上の処置にすぎないものであるが、特に注意を要するところである。

当局が現に所有していない資産は、このような条件性を満たさないために、準備資産に計上されない。しかし、上記のように商業銀行に預託された資金のように、当局が直接かつ有効に制御可能なものは、例外である。そしてその額は、収支表の編纂者にとっては、容易に把握しうる。

以上の対外資産に関連して、その対外負債についての計上範囲は、既述のことから類推できるであろう。そこで、特に注意すべき点だけについて挙げることにする。信用限度額のようにある種の条件の下で創出された資産は、上記のように収支表に計上されない。しかしながら、その資産を使用した場合には、負債の増加として計上されてくる。ゆえに、IMFクレジット・トランジェの創出は、収支表には計上されないけれども、その使用の時点で負債の増加として登場してくる。一般に、債権の保有国が準備資産と考えるようなものは、それに応じて負債を負った国においても、項目1の負債の増加として計上すべきである。例えば、準備通貨国の公的対外負債や、上述のようなスワップ協定による資産の創出に伴って生じる負債の増加などは、収支表に計上しなければならない。同じように、準備および関連資産を獲得することに関係して負債が生じる場合とか、資産の譲渡に伴って負債の弁済がなされる場合なども、計上されてくる。

追加付表XIVの項目3は、大使館建物およびその他の政府の非軍事的施設に関する取扱いの改訂がなされたために、設けられた項目である。

また、項目5については追加付表XIの説明を参照されたい。なお、非通貨機関に含まれる政府の所有するまたは政府の管轄下にある経済開発銀行は、その

支払をこえる財産所得の受取額（配当以外のもの）をこゝに計上することとなる。

追加付表XV 中央通貨機関の金保有高および対外資産負債

項 目	資 産		負 債	
	貸 方	借 方	貸 方	借 方
1. 準備資産および関連項目				

〔追加付表XVに関する説明〕

項目1については、追加付表XIVをみよ。

追加付表XVI その他通貨機関の金保有高および対外資産負債

項 目	資 産		負 債	
	貸 方	借 方	貸 方	借 方
1. 準備資産および関連項目				

〔追加付表XVIに関する説明〕

項目1については、追加付表XIVをみよ。

以上われわれは IMF の国際収支表作成提要（マニュアル）の「第三版への附録」（1973年）の概要を考察してきた。この「附録」にしたがって作成されたものが、既に指摘したように昭和50年以降のわが国の IMF 方式国際収支表（原表）である。そこで次にそれを掲げ、昭和49年までの IMF 方式国際収支総括表（原表）との対比のための参考としたい。

（以下 つづく）

第8表 IMF方式国際収支表(原表)

第1部 経常勘定

(単位 百万ドル)

項 目	番 号	昭和50年		51		52	
		受 取	支 払	受 取	支 払	受 取	支 払
A 物資、サービス及び収益	1	(-) 326		4,020		11,307	
計	2	68,232	68,558	80,485	76,465	95,610	84,303
商品輸出及び輸入(f.o.b)	3	54,650	49,706	65,929	56,139	79,235	62,022
海外における商品取引(ネット)	4	84	-	97	-	98	-
運 輸	5	3,263	2,977	3,979	2,903	4,190	2,736
運 賃	6	3,128	2,725	3,809	2,647	3,999	2,442
保 険	7	135	252	170	256	191	294
そ の 他 の 運 輸	8	3,166	5,550	3,202	6,669	3,490	7,345
旅 客 運 賃	9	231	637	296	772	352	860
港 湾 経 費	10	1,994	2,359	1,913	2,924	2,076	3,336
そ の 他 の 行	11	941	2,554	993	2,973	1,062	3,149
旅 行	12	252	1,367	313	1,664	425	2,152
投 資 取 益	13	3,616	3,889	3,460	3,664	3,738	3,623
直 接 投 資 取 益	14	506	298	630	324	841	377
そ の 他 の 投 資 取 益	15	3,110	3,591	2,830	3,340	2,897	3,246
政 府(他に含まれないもの)	16	810	76	876	113	923	138
そ の 他 の 物 資 サ ー ビ ス 及 び 利 益	17	2,391	4,993	2,629	5,313	3,511	6,287
個 人 所 得	18	57	85	72	103	87	131
特 許 権	19	142	697	175	800	204	986
そ の 他 の	20	2,192	4,211	2,382	4,410	3,220	5,170
B 無 償 移 転	21	(-) 356		(-) 340		(-) 389	
計	22	197	553	228	568	263	652
民 間 移 転	23	178	272	193	319	247	442
外 国 政 府	24	9	74	10	107	15	150
そ の 他 の	25	169	198	183	212	232	292
中 央 政 府	26	19	281	35	249	16	210
政 府 間	27	-	275	-	245	-	201
そ の 他 の	28	19	6	35	4	16	9

(注) IMF国際収支表(原表)は、50年分より変更された。

第8表 IMF方式国際収支表(原表 つづく)
第2部 資本勘定

(単位 百万ドル)

項 目	番 号	昭和50年		51		52	
		資 産	負 債	資 産	負 債	資 産	負 債
A 資本(準備資産及び関連項目を除く)	1	583	(-) 5	(-) 4,987			
直接投資	2	(-) 1,537	(-) 1,878	(-) 1,624			
対外及び対内	3	(-) 1,763	226 (-) 1,991	113 (-) 1,645		21	
民間非金融部門その他の長期資本	4	2,111	715	(-) 1,788			
小計	5	(-) 686	2,797 (-) 1,643	2,358 (-) 3,096		1,308	
普通株式	6	4	596	4 (-) 112 (-) 15 (-) 778			
その他の証券	7	(-) 47	2,031 (-) 139	2,083 (-) 1,424		2,379	
貿易信用	8	(-) 143 (-) 26 (-) 752 (-) 5 (-) 1,271 (-) 13					
その他貸付及び借入	9	(-) 482	195 (-) 683	355 (-) 239 (-) 304			
その他の資産及び負債	10	(-) 18	1 (-) 73	37 (-) 147		24	
民間非金融部門その他の短期資本	11	(-) 1,203	11	(-) 855			
小計	12	139 (-) 1,342	24 (-) 13 (-) 115 (-) 740				
貿易信用	13	139 (-) 1,161	21 (-) 11 (-) 83 (-) 726				
その他	14	- (-) 181	3 (-) 2 (-) 32 (-) 14				
政府のその他資本	15	(-) 1,195	(-) 307	(-) 810			
小計	16	(-) 1,188 (-) 7 (-) 1,311	1,004 (-) 1,733	923			
長期証券	17	-	31	-	927	-	754
長期貸付及び借入	18	(-) 951 (-) 38 (-) 1,036 (-) 36 (-) 1,358 (-) 38					
その他の長期資産及び負債	19	(-) 239	- (-) 274	- (-) 377		-	
短期貸付及び借入	20	-	-	-		-	
その他の短期資産及び負債	21	2	- (-) 1	113	2	207	
預金銀行のその他資本	22	2,120	1,181	(-) 377			
小計	23	288	1,832 (-) 989	2,170	1,128 (-) 1,505		
長期資産及び負債	24	150	104	359	223	1,290	18
短期資産	25	138	1,728 (-) 1,348	1,947 (-) 162 (-) 1,523			
中央通貨当局のその他資本	26	287	273	467			
小計	27	97	190	26	247 (-) 61	528	
長期貸付及び借入	28	12	- (-) 40	- (-) 97		-	
短期貸付及び借入	29	-	-	-		-	
その他の資産及び負債	30	85	190	66	247	36	528
B 準備資産及び関連項目	31	703	(-) 3,789	(-) 6,608			
計	32	703	- (-) 3,789	- (-) 6,608		-	
貨幣用金	33	40	-	6	- (-) 61	-	
特別引出権	34	9	- (-) 15	- (-) 65		-	
IMFのリザーブポジション	35	(-) 65	- (-) 525	- (-) 238		-	
外国為替資産	36	719	- (-) 3,255	- (-) 6,244		-	

第8表 IMF方式国際収支表（原表 つづく）

第3部 第1部と第2部との調整

（単位 百万ドル）

項 目	昭和50年	51	52
物資、サービス及び収益（ネット）	(-) 326	4,020	11,307
無償移転（ネット）	(-) 356	(-) 340	(-) 389
資本（準備資産及び関連項目を除く）	583	(-) 5	(-) 4,987
準備資産及び関連項目	703	(-) 3,789	(-) 6,608
特別引出権の配分	(-) 20	(-) 3	20
合計（ネット）	584	(-) 117	(-) 657
ネット誤差脱漏	(-) 584	117	657
合計（ネット）	-	-	-